

令和5年度 第1回長崎地方最低賃金審議会 議事要旨

- 1 日 時：令和5年7月3日（月） 午前10時25分～午前11時29分
- 2 場 所：長崎労働局8階会議室
- 3 出席者：公益委員5名 労働側委員5名 使用者側委員5名
- 4 議 題：（1）長崎県最低賃金の改正諮問について
（2）目安制度の在り方に関する全員協議会報告について
（3）長崎県最低賃金専門部会の設置等について
①専門部会の設置について
②専門部会の決議について
（4）参考人の意見聴取について
（5）事業場実地視察等について
（6）審議会の公開について
（7）審議日程等について
（8）その他

5 審議要旨

会長、会長代理の選任について

第55期長崎地方最低賃金審議会の会長に、深浦厚之委員が選任された。また、会長代理に、審議会会長から三浦恵理子委員を指名された。

議題（1）について

長崎労働局長から審議会会長あて、長崎県最低賃金の改正決定について諮問を行った。

議題（2）について

令和5年4月6日に中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会において取りまとめられた「中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会報告」について、事務局より説明した。

議題（3）について

① 専門部会の設置等について

専門部会を設置するための部会委員候補者の推薦に関する公示について、7月3日から7月21日まで行う旨事務局より説明した。

② 専門部会の決議について

専門部会の決議について、地域別最低賃金には審議会令第6条第5項を適用しないことが決定された。

議題（4）について

従来通り、提出された関係労使の意見書を基本とし、審議会の場で意見を述べることを希望する者がいた場合には、その必要があるものとして参考人の意見聴取を行うこととなった。

関係労働者、関係使用者からの意見聴取に関する公示について、7月3日から7月21日まで行う旨事務局より説明した。

議題（5）について

事務局より事業場実地視察の方針案について説明し、了承された。

議題（6）について

本審における会議の公開・非公開と議事録・会議資料の公開・非公開の取扱いに

ついて、今年度は、本審の審議は原則として公開、特定の個人または団体の利益が不当に侵害されるおそれ、または率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合は非公開とする取扱いとすることに決定された。専門部会については、従来会議及び議事録については非公開、会議資料と議事要旨を公開する運用がなされているが、今後開催される第1回専門部会においてその取扱いを部会に諮り決定されることを確認された。

議題（7）について

今後の審議日程について、次のとおり了承された。

- 第2回本審 : 8月 2日 9:00～
- 第1回専門部会 : 8月 2日 本審終了後
- 第2回専門部会 : 8月 4日
- 第3回専門部会 : 8月10日
- 第3回本審 : 8月10日 第3回専門部会終了後
- 第4回本審 : 8月28日

議題（8）について

審議会の運営について、以下の申し合わせ事項が了承された。

- ・最低賃金の趣旨に鑑み、早期に結論が得られるように審議の促進に努めること
- ・関係労使の意見を十分把握するように努めること
- ・専門部会において全会一致の結論が得られるように努力すること 等